

**令和 7 年度「移住者の受入環境づくりサポート事業」業務委託に係る
企画提案競技実施要領**

1 事業の目的

空き家の利活用について広く啓発し、空き家バンクを運営する市町村に対してアドバイザーによる課題解決に向けた支援を実施することにより、宮崎県への移住者の受入に欠かせない「住まい」に関する環境づくりを進める。

2 委託の内容

令和 7 年度「移住者の受入環境づくりサポート事業」業務委託仕様書による。

3 契約委託料

7, 0 3 9 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

※委託料の支払は、委託業務完了後の精算払いとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者。
- (6) 県が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居

住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

- (10) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (11) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 企画提案競技スケジュール(予定)

- (1) 実施公告 令和7年5月30日(金)
- (2) 質問受付期限 令和7年6月9日(月)午後5時
- (3) 参加申込提出期限 令和7年6月13日(金)午後5時
- (4) 企画提案書提出期限 令和7年6月20日(金)午後5時
- (5) 審査結果通知 令和7年6月27日(予定)

8 企画提案競技の方法

- (1) 質問票(別紙1)の提出 ※任意
 - ア 提出期限 令和7年6月9日(月)午後5時まで
 - イ 提出先 下記「11 問い合わせ先」内の提出先宛
 - ウ 提出方法 電子メール※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること
- エ 回答 原則として、質問受付日から3日以内(土日祝日除く)に電子メールにて回答する。
※軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全員に電子メールにて通知する(質問者名は公表しない)。
- (2) 参加申込書(別紙2、別紙2-2)の提出
 - ア 提出期限 令和7年6月13日(金)午後5時まで
 - イ 提出先 下記「11 問い合わせ先」内の提出先宛
 - ウ 提出方法 電子メール※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること
- エ 提出様式 単独で参加する場合は別紙2を、共同企業体を構成する場合は別紙2-2を提出すること。
- (3) 企画提案書等の提出
 - ア 企画提案書:7部(提案は、1社1案とし、A4版で1冊にまとめること)
 - イ 応募団体の概要:7部(A4版で1枚にまとめること)(記載事項)

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 代表者職氏名
- ④ 担当者職氏名
- ⑤ 担当者連絡先（電話・電子メール）
- ⑥ 類似業務の履行実績

ウ 見積書：7部（原本1部、写し6部）

経費内訳を記載し、金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は、「令和7年度移住者の受入環境づくりサポート事業業務委託」とすること

エ 誓約書（別紙3）：1部

オ 共同企業体を構成する場合は、共同企業体協定書（別紙4）：1部

(4) 提出期限等

ア 提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先 下記「11問い合わせ先」内の提出先宛

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る）

(5) 審査

書類審査による「企画提案競技方式」とし、次の項目について審査を行い、合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定する。参加者が1者の場合は、全審査員の合計得点が180点以上であれば、受託者として決定する。

（審査基準）

ア 企画内容

- ①空き家の所有者等が具体的に利活用を検討できる企画内容になっているか。
- ②多くの空き家所有者に参加してもらうための工夫がなされているか。
- ③空き家アドバイザー派遣について、各地域の特徴に応じたフォローアップを可能とする提案がされているか。
- ④具体的かつ専門的なアドバイスができるアドバイザーが選定されているか。
- ⑤本事業の目的を達成するため、類似業務の履行実績があり、豊富な経験を有しているか。

イ 実施体制

責任者や役割分担が具体的に示され、業務を安定的に実施することができるスケジュールと必要となる人材や体制が確保されているか。

ウ 見積積算

- ① 提案内容に対し見積書の内容が明確であり、妥当な積算がされているか。
- ② 提案価格に優位性はあるか。

配点（2点）×（全提案者のうち最低提案額／本提案者の提案額）

※「全提案者のうち最低提案額／本提案者の提案額」は小数点以下切り捨て

- (6) 審査結果の通知
審査結果については、令和 7 年 6 月 27 日付けで、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。
- (7) 当手続中に、次のいずれかに該当することになった場合は、当該参加者の参加資格を失格とする。
ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
イ 提案書を期限までに提出しないとき
ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
カ 「ア」から「オ」に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
- (8) (7)に基づき失格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

10 その他

- (1) この企画提案競技に係る説明会は、開催しない。
- (2) 今回の企画提案競技への応募に要する経費については、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類については返却しない。
- (4) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。
- (5) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。
- (6) 実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額するものとする。
- (7) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て県に帰属するものとする。

11 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番地 1（県庁本館 3 階）

宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課

移住・定住推進担当 日高

電 話 0985-26-7922

電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp